

令和3年度 清瀬市の健全化判断比率及び資金不足比率について

令和3年度の清瀬市の「健全化判断比率」と「資金不足比率」を算定しましたので公表いたします。

「健全化判断比率」「資金不足比率」とは

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、公表が義務づけられた指標で、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」という4つの指標の総称です。これらの値が1つでも基準値を上回ると、早期健全化又は財政再生のための計画を策定し、必要な健全化措置を実行していく必要があります。

また、「資金不足比率」は、下水道事業などの事業を行っている地方公共団体に公表が義務づけられた指標で、この値が基準値を上回ると、経営健全化のための計画策定と実行が義務づけられます。清瀬市の場合は、下水道事業について指標を算定し公表することとなっています。

清瀬市の指標は

令和3年度の清瀬市の「健全化判断比率」、「資金不足比率」は、ともに基準値を下回るものでした。

しかし、この基準値は、「財政が破綻状態であるか」又は「破綻寸前」であるかを示すものであり、この基準を下回るからといって、市の財政が良い状態であると判断することはできません。市の財政状況は引き続き厳しい状況にあることから、これからも行財政改革を実行していく必要があると考えています。

令和3年度 健全化判断比率

(単位:%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
-	-	3.9	37.2
(12.67)	(17.67)	(25.0)	(350.0)

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率欄の「-」は、比率が算定されないことを表します。

※ 各欄の括弧内の数値は、当市の早期健全化基準です。

令和3年度 資金不足比率

(単位: %)

下水道事業会計	- (20.0)
---------	----------

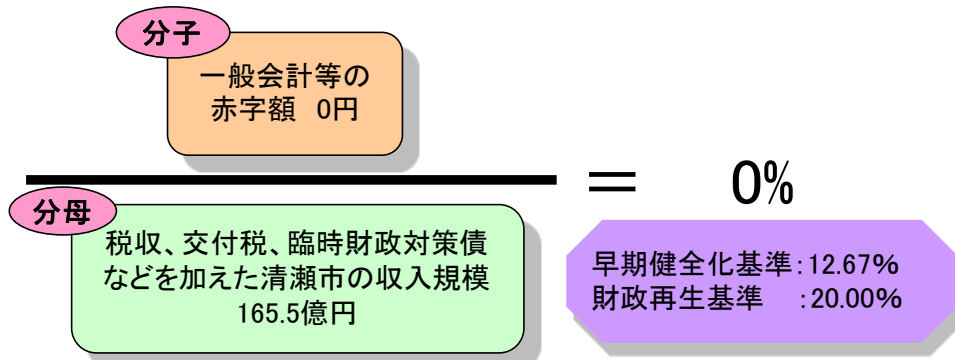
※ 「-」は、比率が算定されないことを表します。

※ 括弧内の数値は、経営健全化基準である。

※ 資金不足比率の算定に用いた事業の規模は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条第1号の規定により算定しました。

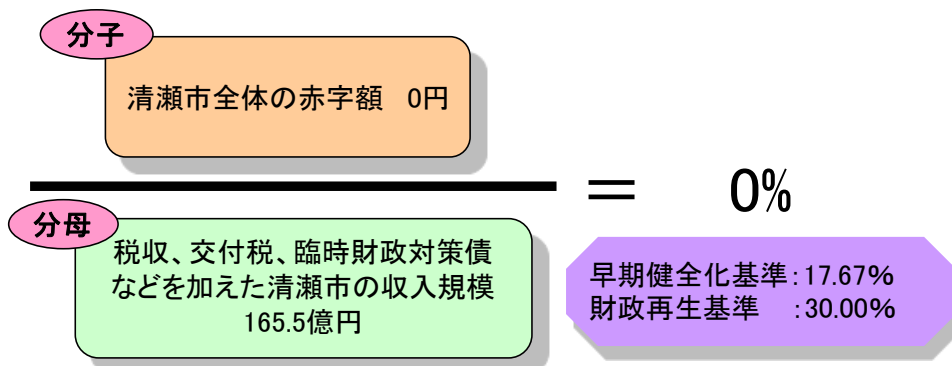
「実質赤字比率」

清瀬市の収入規模に対する、一般会計等（一般会計と受託水道会計）の赤字額の程度を指標化した値



「連結実質赤字比率」

清瀬市の収入規模に対する、全ての会計の赤字額や黒字額を加えた清瀬市全体の赤字額の程度を指標化した値



「実質公債費比率」

清瀬市の収入規模に対する、公債費（借入金の返済）や、公債費に準じた支出に要した一般財源の程度を指標化した値の平成29年度から令和元年度の3ヵ年の平均値

分子

一般会計の公債費、特別会計の公債費への負担、柳泉園組合などの公債費への負担 などの一般財源

R1年度	5.1億円
R2年度	6.3億円
R3年度	6.0億円

分母

税込、交付税（公債費分を除く）、臨時財政対策債などを加えた清瀬市の収入規模

R1年度	140.6億円
R2年度	143.6億円
R3年度	152.4億円

= 3.9%
(3ヵ年の率の平均)

早期健全化基準: 25.0%
財政再生基準 : 35.0%

「将来負担比率」

清瀬市の収入規模に対する、地方債残高等の将来にわたる財政負担（一般財源）の程度を指標化した値で、収入の何年分の将来負担を負っているかを表します。

分子

借入残高、特別会計の公債費への今後の負担見込額、柳泉園組合などの公債費への今後の負担見込額 などの一般財源 56.8億円

分母

税込、交付税（公債費分を除く）、臨時財政対策債などを加えた清瀬市の収入規模 152.3億円

= 37.2%

早期健全化基準: 350.0%

「資金不足比率」

公営企業の事業規模に対する、資金不足額の程度を指標化した値
清瀬市の場合は下水道事業会計について算定することとなっています。

$$\frac{\text{分子}}{\text{分母}} = 0\%$$

分子
下水道事業会計の
資金不足(赤字額) 0

分母
下水道事業会計の事業規模
9.6億円

経営健全化基準: 20.0%